

# 料 金 表

[供給電圧が低圧のお客さま用  
(グリムスソーラー蓄電池プラン用)]

2022年12月1日実施

株式会社グリムスパワー

## 料 金 表

[供給電圧が低圧のお客さま用（グリムソーラー蓄電池プラン用）]

### 目 次

1	対象となるお客さま.....	2
2	料金表等の変更.....	2
3	料金単価に係る消費税等相当額.....	2
4	東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域の場合の料金 .....	2
	(1) 蓄電池プラン-電化 A .....	2
	(2) 蓄電池プラン-電化 S .....	2
	(3) GS 従量電灯 S .....	3
	(4) GS 従量電灯 L .....	3
5	中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域の場合の料金 .....	4
	(1) 蓄電池プラン-夜トク A.....	4
	(2) 蓄電池プラン-電化 S .....	4
	(3) GS 従量電灯 S.....	4
	(4) GS 従量電灯 L .....	5
6	関西電力送配電株式会社の供給区域の場合の料金.....	5
	(1) 蓄電池プラン-夜トク A.....	5
	(2) 蓄電池プラン-電化 A .....	6
	(3) 蓄電池プラン-電化 S .....	6
	(4) GS 従量電灯 S .....	6
	(5) GS 従量電灯 L .....	7
7	延滞利息.....	7
8	燃料費調整 .....	7
9	離島ユニバーサルサービス調整 .....	8
10	そ の 他.....	9
附	則（実施期日） .....	9

## 料 金 表

### 1 対象となるお客さま

この料金表[供給電圧が低圧のお客さま用（グリムスソーラー蓄電池プラン用）]（以下「この料金表」といいます。）は、当社の電気供給約款（グリムスソーラー蓄電池プラン用）（2022年4月30日実施。以下「供給約款」といいます。）が適用されるお客さま用に策定されたものです。

### 2 料金表等の変更

- (1) 当社は、この料金表を変更する場合には、供給約款2（供給約款の変更）を適用いたします。なお、これに関連する供給条件の説明は、供給約款に定めるところによるものといたします。
- (2) 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この料金表または供給約款を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表または供給約款によります。

### 3 料金単価に係る消費税等相当額

この料金表の料金単価には、消費税等相当額を含むものといたします。

### 4 東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域の場合の料金

#### (1) 蓄電池プラン-電化A

##### イ 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペア（kVA）につき	179円50銭
------------------------	---------

##### ロ 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

昼間	7時～23時	1キロボット時 (kWh)につき	32円74銭
夜間	23時～翌7時		16円89銭

#### (2) 蓄電池プラン-電化S

##### イ 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量が6キロボルトアンペア（kVA）以下の場合	1,320円00銭
契約容量が7～10キロボルトアンペア（kVA）の場合	2,200円00銭

上記を超える1キロボルトアンペア (kVA) につき	286 円 00 銭
----------------------------	------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。昼間時間は毎年7月1日から9月30日までの期間を夏季、10月1日から翌年の6月30日までをその他季と区分して計算します。

夏季昼間	10時～17時	1キロワット時 (kWh) につき	37 円 47 銭
他季昼間	10時～17時		30 円 70 銭
朝晩	7時～10時, 17時～23時		26 円 49 銭
夜間	23時～翌7時		12 円 48 銭
割引	オール電化割引	1契約につき	5%

(3) GS 従量電灯 S

イ 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 40 アンペア (A)	1,144 円 00 銭
契約電流 50 アンペア (A)	1,430 円 00 銭
契約電流 60 アンペア (A)	1,716 円 00 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時 (kWh) までの1キロワット時 (kWh) につき	19 円 88 銭
120キロワット時 (kWh) をこえ300キロワット時 (kWh) までの1キロワット時 (kWh) につき	25 円 15 銭
300キロワット時 (kWh) をこえる1キロワット時 (kWh) につき	27 円 51 銭

(4) GS 従量電灯 L

イ 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペア (kVA) につき	286 円 00 銭
--------------------------	------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時 (kWh) までの1キロワット時 (kWh) につき	19 円 88 銭
120キロワット時 (kWh) をこえ300キロワット時 (kWh) までの1キロワット時 (kWh) につき	25 円 15 銭

300 キロワット時 (kWh) をこえる 1 キロワット時 (kWh) につき	27 円 51 銭
--	-----------

## 5 中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域の場合の料金

### (1) 蓄電池プラン-夜トク A

#### イ 基本料金

基本料金は、1 ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量が 10 キロボルトアンペア (kVA) 以下の場合	1,487 円 04 銭
上記を超える 1 キロボルトアンペア (kVA) につき	286 円 00 銭

#### ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

昼間	平日 10 時～17 時	1 キロワット時 (kWh) につき	38 円 71 銭
軽負荷	平日 8～10 時, 17～22 時 休日 8 時～22 時		28 円 52 銭
夜間	22 時～翌 8 時		15 円 49 銭

### (2) 蓄電池プラン-電化 S

#### イ 基本料金

基本料金は、1 ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量が 6 キロボルトアンペア (kVA) 以下の場合	1,540 円 00 銭
契約容量が 7～10 キロボルトアンペア (kVA) の場合	2,200 円 00 銭
上記を超える 1 キロボルトアンペア (kVA) につき	286 円 00 銭

#### ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

昼間	平日 9 時～17 時	1 キロワット時 (kWh) につき	34 円 46 銭
軽負荷	平日 7～9 時, 17～23 時 休日 7 時～23 時		25 円 91 銭
夜間	23 時～翌 7 時		13 円 70 銭
割引	オール電化割引	1 契約につき	5%

### (3) GS 従量電灯 S

#### イ 基本料金

基本料金は、1 ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 40 アンペア (A)	1,144 円 00 銭
契約電流 50 アンペア (A)	1,430 円 00 銭

契約電流 60 アンペア (A)	1,716 円 00 銭
------------------	--------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時 (kWh) までの 1 キロワット時 (kWh) につき	21 円 07 銭
120 キロワット時 (kWh) をこえ 300 キロワット時 (kWh) までの 1 キロワット時 (kWh) につき	24 円 77 銭
300 キロワット時 (kWh) をこえる 1 キロワット時 (kWh) につき	26 円 50 銭

(4) GS 従量電灯 L

イ 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペア (kVA) につき	286 円 00 銭
----------------------------	------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時 (kWh) までの 1 キロワット時 (kWh) につき	21 円 07 銭
120 キロワット時 (kWh) をこえ 300 キロワット時 (kWh) までの 1 キロワット時 (kWh) につき	24 円 77 銭
300 キロワット時 (kWh) をこえる 1 キロワット時 (kWh) につき	26 円 50 銭

6 関西電力送配電株式会社の供給区域の場合の料金

(1) 蓄電池プラン-夜トク A

イ 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量が 6 キロワット (kW) 以下の場合	1,210 円 00 銭
上記を超える 1 キロワット (kW) につき	396 円 00 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

夏季昼間	平日 13 時～16 時	1 キロワット時 (kWh) につき	38 円 62 銭
夏季生活	平日 8～13 時, 16～22 時		30 円 20 銭
他季生活	上記を除く 8～22 時		27 円 45 銭
夜間	22 時～翌 8 時		14 円 59 銭

(2) 蓄電池プラン-電化A

イ 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量が10キロワット (kW) 以下の場合	2,200 円 00 銭
上記を超える1キロワット (kW) につき	396 円 00 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

夏季昼間	平日 10 時～17 時	1 キロワット時 (kWh) につき	28 円 96 銭
他季昼間	平日 10 時～17 時		26 円 33 銭
生活時間	平日 7～10 時, 17～23 時 休日 7 時～23 時		22 円 89 銭
夜間	23 時～翌 7 時		14 円 44 銭

(3) 蓄電池プラン-電化S

イ 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量が10キロワット (kW) 以下の場合	2,200 円 00 銭
上記を超える1キロワット (kW) につき	396 円 00 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

夏季昼間	平日 10 時～17 時	1 キロワット時 (kWh) につき	33 円 20 銭
他季昼間	平日 10 時～17 時		30 円 18 銭
生活時間	平日 7～10 時, 17～23 時 休日 7 時～23 時		23 円 47 銭
夜間	23 時～翌 7 時		10 円 70 銭
割引	オール電化割引		10%

(4) GS 従量電灯 S

料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時 (kWh) まで	333 円 71 銭
電力量料金	15 キロワット時 (kWh) をこえ 120 キロワット時 (kWh) までの 1 キロワット時 (kWh) につき	20 円 13 銭
	120 キロワット時 (kWh) をこえ 300 キロワット時 (kWh) までの 1 キロワット時 (kWh) につき	25 円 80 銭

	につき	
	300 キロワット時 (kWh) をこえる 1 キロワット時 (kWh) につき	28 円 41 銭

(5) GS 従量電灯 L

イ 基本料金

基本料金は、1 ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペア (kVA) につき	396 円 00 銭
----------------------------	------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時 (kWh) までの 1 キロワット時 (kWh) につき	17 円 73 銭
120 キロワット時 (kWh) をこえ 300 キロワット時 (kWh) までの 1 キロワット時 (kWh) につき	21 円 21 銭
300 キロワット時 (kWh) をこえる 1 キロワット時 (kWh) につき	23 円 48 銭

7 延滞利息

供給約款 25 (延滞利息) (2) に定める係数は、次のとおりといたします。

係 数	$\frac{10}{110}$
-----	------------------

8 燃料費調整

(1) 供給約款別表 2 (燃料費調整) (1) イに定める  $\alpha$ 、 $\beta$  および  $\gamma$  の値は、供給区域ごとに、次のとおりといたします。

東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域の場合	$\alpha = 0.1970$ $\beta = 0.4435$ $\gamma = 0.2512$
中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域の場合	$\alpha = 0.0275$ $\beta = 0.4792$ $\gamma = 0.4275$
関西電力送配電株式会社の供給区域の場合	$\alpha = 0.0140$ $\beta = 0.3483$ $\gamma = 0.7227$

(2) 供給約款別表 2 (燃料費調整) (1) ロに定める基準燃料価格は、供給区域ごとに、次のとおりといたします。

	基準燃料価格
東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域の場合	44,200 円
中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域の場合	45,900 円
関西電力送配電株式会社の供給区域の場合	27,100 円

- (3) 供給約款別表 2 (燃料費調整) (2)に定める基準単価は、供給区域ごとに、次のとおりといたします。

なお、最低料金適用電力量とは、関西電力送配電株式会社および中国電力株式会社の供給区域の場合、1 契約につき最初の 15 キロワット時 (kWh) までの最低料金が適用される電力量をいいます。四国電力株式会社の供給区域の場合、1 契約につき最初の 11 キロワット時 (kWh) までの最低料金が適用される電力量をいいます。

東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域の場合	1 キロワット時 (kWh) につき	22 銭 8 厘
中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域の場合	1 キロワット時 (kWh) につき	22 銭 9 厘
関西電力送配電株式会社の供給区域の場合で従量電灯 S の最低料金適用電力量以外の場合	1 キロワット時 (kWh) につき	16 銭 2 厘
関西電力送配電株式会社の供給区域の場合で従量電灯 S の最低料金適用電力量の場合	1 キロワット時 (kWh) につき	2 円 43 銭 0 厘

## 9 離島ユニバーサルサービス調整

- (1) 供給約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イに定める  $\alpha$ 、 $\beta$  および  $\gamma$  の値は、供給区域ごとに、次のとおりといたします。

東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域の場合	-
中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域の場合	-
関西電力送配電株式会社の供給区域の場合	-

- (2) 供給約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1) ロに定める離島基準燃料価格は、供給区域ごとに、次のとおりといたします。

	離島基準燃料価格

東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域の場合	-
中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域の場合	-
関西電力送配電株式会社の供給区域の場合	-

- (3) 供給約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (2) に定める離島基準単価は、供給区域ごとに、次のとおりといたします。

東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域の場合	1 キロワット時 (kWh) につき	-
中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域の場合	1 キロワット時 (kWh) につき	-
関西電力送配電株式会社の供給区域の場合で従量電灯 S の最低料金適用電力量以外の場合	1 キロワット時 (kWh) につき	-
関西電力送配電株式会社の供給区域の場合で従量電灯 S の最低料金適用電力量の場合	1 キロワット時 (kWh) につき	-

## 10 卸電力調整

供給約款別表 4 (卸電力調整) (1) に定める B (還元調整基準単価) , C (追加調整基準単価) の値 (税抜) は、供給区域ごとに、次のとおりといたします。

供給区域	B 還元調整基準単価	C 追加調整基準単価
東京電力パワーグリッド(株)	7.00 円	14.00 円
中部電力パワーグリッド(株)	5.00 円	13.00 円
関西電力送配電(株)	5.00 円	13.00 円
中国電力ネットワーク(株)	5.00 円	13.00 円
四国電力送配電(株)	5.00 円	13.00 円
九州電力送配電(株)	5.00 円	13.00 円
東北電力ネットワーク(株)	7.00 円	14.00 円
北陸電力送配電(株)	5.00 円	13.00 円
北海道電力ネットワーク(株)	8.00 円	14.00 円

## 11 その他

この料金表において定義のない言葉の意味およびこの料金表に定めのないその他の事項については、供給約款に定めるところによるものといたします。

### 附 則 (実施期日)

この料金表は、2022 年 12 月 1 日から実施いたします。



2022年12月1日  
株式会社グリムスパワー

---